

平成十五年国土交通省令第百三号

獨立

独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三十九号）

（通則法第十八条第三項に規定する主務省令）（定号）及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項の規定に基づき、独立行政法人国際観光振興機構に関する省令を次のように定める。

第一条 独立行政法人国際観光振興機構（以下 「運営規則」第三項に規定する三種命令で定 める重要な財産）

「機構」という。)に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第八条第三項に規定する主旨(旨)で定める重要な才能は、その保有

する三務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の忍耐二年の日（各項

第一項又は第二項の認可に係る申請の日(各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中

期計画の認可に係る申請の日)における帳簿価額(現金及び預金にあつては、申請の日における

るその額)が五十万円以上のもの(その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分すること

とが不適当なものを除く。）その他国土交通大臣が定める財産とする。

第二条 機構に係る通則法第十九条第四項の規定 (監査報告の作成)

第二条 桁橋に付する通航第一号令第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めると二ところによる。

2 業の定めにござり、監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる旨の意思疎通を図り、情報の収集及び

は掲げる者との意見疏通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならぬ。この場合において、役員（監事）の余地（以下同）

この場合は、従員（監事を除く、以下同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意すべし。

制の整備に留意しなければならぬ
一 機構の役員及び職員

二 その他監事が適切に職務を遂行するに当た
り意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれ

のある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交

5 换を図るよう努めなければならぬ。
監査報告には、次に掲げる事項を記載しなけ
ればならぬ。

おはなし

二 機構の監査の方法及びその内容

三 機構の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

四 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その事実

六 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第三条 機構に係る通則法第十九条第六項第一号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第二百八十一号。以下「機構法」という。）の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類とする。

(業務方法書の記載事項)

第四条 機構に係る通則法第二十八条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 機構法第九条第一号に規定する宣伝及による事項

二 機構法第九条第二号に規定する観光案内所の運営に関する事項

三 機構法第九条第三号に規定する試験の実施に関する事項

四 機構法第九条第四号に規定する調査及び研究に関する事項

五 機構法第九条第五号に規定する出版物の刊行に関する事項

六 機構法第九条第六号に規定する附帯する業務に関する事項

七 機構法第九条第七号に規定する業務に関する事項

八 業務の委託に関する基準

九 競争入札その他の契約に関する事項

十 その他業務の執行に関する必要な事項
(中期計画の認可申請等)

第五条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに、機構の成立後最初の中期計画については、機構の

2 成立後遅滞なく、国土交通大臣に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第六条 機構に係る通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(年度計画の記載事項等)

第七条 機構に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(業務実績等報告書)

第八条 機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

事業年度に一における業務績(当該事業年度における業務の実績及び九条第二項第二号に掲げる事項に係る実績)及び当該実績によるものである場合にあつては次のイについて自ら評価を行つた結果を明らかにしたるものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項を明確に記載するものである。

報告書

報告書	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に係る当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした	中期目標の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明るいに限る。）	イ 状況	当該事業年度における業務運営の状況
			口 状況	当該業務の実績に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標
当該期間における業務運営の状況	当該期間における業務運営の実施計画及び年度計画の実施状況	当該業務の実績に係る指標及び当該指標の数値（当該業務の実績に係る指標が設定されている場合に限る。）	ハ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値（当該業務の実績に係る指標が設定されている場合に限る。）	当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の実績に係る財務情報及び人員に関する情報

の数値（当該業務の実績に係る指標が設定されている場合に限る。）
二、当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報
二、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二十九条第二項に係るものである場合に限る。）
二、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二十九条第二項に係るものである場合に限る。）
二、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二十九条第二項に係るものである場合に限る。）

中期目標の実績及び当該業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二十九条第二項に係るものである場合に限る。）	一、中期目標の期間における業務の実績に係る指標及び当該業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二十九条第二項に係るものである場合に限る。）	二、中期目標の期間における業務の実績に係る指標及び当該業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二十九条第二項に係るものである場合に限る。）
口 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策	ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、そ	イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由
ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策	ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、そ	ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、そ	ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、そ	ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、そ
の実施状況	の実施状況	の実施状況

イ 中期目標及び中期計画の実施状況	二、中期目標における業務運営の状況	二、中期目標における業務運営の状況
口 当該期間における業務運営の状況	ハ 当該期間における業務運営の状況	ハ 当該期間における業務運営の状況
ハ 当該業務の実績に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標	ハ 当該業務の実績に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標	ハ 当該業務の実績に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標
ハ 当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該業務の実績に係る指標が設定されている場合に限る。）	ハ 当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該業務の実績に係る指標が設定されている場合に限る。）	ハ 当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該業務の実績に係る指標が設定されている場合に限る。）
二、当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報	二、次のイからハまでに掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二項に係るものである場合に限る。）	二、次のイからハまでに掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二項に係るものである場合に限る。）

第十二条 国土交通大臣は、機構が業務のため取得したもののうち、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。	第十三条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に記載がないものがある場合には、その実施状況	イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由
ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
二、中期目標の期間における業務の実績に係る指標及び当該業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二項に係るものである場合に限る。）	二、中期目標の期間における業務の実績に係る指標及び当該業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二項に係るものである場合に限る。）	二、中期目標の期間における業務の実績に係る指標及び当該業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二項に係るものである場合に限る。）
二、中期目標の期間における業務の実績に係る指標及び当該業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二項に係るものである場合に限る。）	二、中期目標の期間における業務の実績に係る指標及び当該業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二項に係るものである場合に限る。）	二、中期目標の期間における業務の実績に係る指標及び当該業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二項に係るものである場合に限る。）
二、中期目標の期間における業務の実績に係る指標及び当該業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二項に係るものである場合に限る。）	二、中期目標の期間における業務の実績に係る指標及び当該業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二項に係るものである場合に限る。）	二、中期目標の期間における業務の実績に係る指標及び当該業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二項に係るものである場合に限る。）

算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報
六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に關して必要な報告

七 会計監査報告を作成した日
八 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又とする。

九 会計方針の変更
十 重要な偶發事象
十一 重要な後発事象

(短期借入金の認可の申請)
第十七条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一 借入れを必要とする理由
二 借入金の額

三 借入先
四 借入金の利率
五 借入金の償還の方法及び期限
六 利息の支払いの方法及び期限
七 その他必要な事項
(内部組織)

第十八条 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として国土交通大臣が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であつて再就職者(離職後二年を経過した者を除く。同項において同じ。)が離職前五年間に在職したものとのとする。

二 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。)として国土交通大臣が定めるものであつて再就職者が離れたものとする。

職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織)が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)
第十九条 機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして国土交通大臣が定めるものとする。

(積立金の処分に係る申請の添付書類)
第二十条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(以下「令」という。)第二十一条第二項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

(積立金の処分に係る申請の添付書類)
第二十一条 第二十一条第一項の期間最後の事業年度(以下単に「期間最後の事業年度」という。)の事業年度末の貸借対照表
二 期間最後の事業年度の損益計算書
三 期間最後の事業年度の事業年度末の利益の処分に関する書類
四 承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

(施行期日)
附 則

一 この省令は、公布の日から施行する。

(国際観光振興会の財務及び会計に関する省令及び国際観光振興会法施行規則の廃止)

二 次に掲げる省令は、廃止する。

(国際観光振興会の財務及び会計に関する省令(昭和三十四年運輸省令第五十一号))

三 二国際観光振興会法施行規則(昭和三十七年運輸省令第十一号)

四 (国際観光振興会の財務及び会計に関する省令の廃止に伴う経過措置)

(事業報告書の作成に係る経過措置)

五 (この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。)

六 (この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。)

七 独立行政法人国際観光振興機構に関する省令第八条第一項

(事業報告書の作成に係る経過措置)

八 (この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。)

九 (この省令による改正前の規定による報告については、なお従前の例による。)

十 (この省令による改正前の規定による報告については、なお従前の例による。)

十一 (この省令による改正前の規定による報告については、なお従前の例による。)

十二 独立行政法人国際観光振興機構に関する省令第十四条第三項

(施行期日)
附 則

一 この省令は、公布の日から施行する。

(財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置)

附 則 (平成二七年三月三一日国土交通省令第一九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十七年四月一日)から施行する。

(中期目標管理法人となる独立行政法人の業務実績等報告書に係る経過措置)
第二条 改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合における改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度における業務の実績(当該項目が通則法)とあるのは「当該事業年度における業務の実績(当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の通則法(以下「旧通則法」という。)と、「第二十九条第二項第一号に」とあるのは「第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「結果(当該項目が通則法)とあるのは「結果(当該項目が旧通則法)と、「期間における業務の実績(当該項目が通則法)とあるのは「期間における業務の実績(当該項目が旧通則法)とする。」

(施行期日)
附 則 (令和元年六月二七日国土交通省令第五五号)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和四年三月二九日国土交通省令第一七号)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五五号)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和四年三月二九日国土交通省令第一七号)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和元年六月二七日国土交通省令第一六号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和元年六月二七日国土交通省令第一九号)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

一〇七略
八 第八条の規定による独立行政法人国際観光振興機構に関する省令第八条及び第十四条
九 (十三)略